

固定資産税土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び 固定資産課税台帳の無料閲覧の実施について

平成16年度の固定資産税に係る「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」及び「固定資産課税台帳の無料閲覧」を次の日程のとおり実施します。

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、他者が所有する固定資産（土地・家屋）で他者が所有する（自己の固定資産に限る）と自己の固定資産の評価額等を比較することを目的としているため、次のことおり一定の条件が必要です。

期間

4月1日(木)～30日(金)

午前8時半～午後5時

(土・日曜、祝日を除く)

ところ 税務課

《縦覧できる方》

- ◆熊野町の固定資産税（土地・家屋）の納税義務者（同居家族含む）
- ◆相続人（相続を確認する書類（除籍謄本等）必要）
- ◆法人（社印を押した委任状必要）
- ※代理は委任状が必要

《縦覧できる内容》

自己の固定資産及び自己の固定資産と同種の固定資産（土地・家屋）で他者が所有するもの（複写による交付不可）。

※縦覧帳簿には所有者の情報等はありません。

《手続上の持参物》

◆平成16年度の納税通知書、課税明細書又は運転免許証、健康保険証の身分証明書等

◆印章（認印）

◆印章（認印）

◆印章（認印）

この無料閲覧期間を除くその他の期間での閲覧は、全て有料です。

4月1日(木)～30日(金)
午前8時半～午後5時
(土・日曜、祝日を除く)
ところ 税務課

《閲覧できる方》

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる方（償却資産所有者を含む）

◆借地借家人（対価を支払っている方に限る）

《閲覧できる内容》

自己の固定資産課税台帳（名寄帳）の登録事項

※借地借家人の方は、当該借地借家にかかる固定資産に限ります。

《手続上の持参物》

◆平成16年度の納税通知書、課税明細書又は運転免許証、健康保険の身分証明書等

◆印章（認印）

◆印章（認印）

※借地又は借家人の方は、先の身分を証明する物に

加え、賃借に係る契約書又は対価に係る領収書等が必要です。

問合せ先 税務課
TEL 820-5603

(税務課)

税：固定資産税等／軽自動車税

くわしい年金知識(50)

年金を受けていた方が死亡されたときには、年金を受けていた方が死亡されたときには、年金が払い過ぎとなり、後日返していただくことがあります。届出が遅れますと、年金が払い過ぎとなり、給付権者死亡届は速やかに提出してください。社会保険事務所職員などを装った現金搾取について社会保険事務所職員などを装い、年金受給者や被保険者などの自宅を訪問し、現金をだまし取る事例があり、全国で被害が発生しています。社会保険庁、社会保険事務局及び社会保険事務所では、年金の過払いについては文書でご案内し、また、訪問のうえ保険料を納付していただくななどの際に